

喫煙に関してのお知らせ

この度、神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、公共的空間における新たなルールとして「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を定め施行されることとなりました。

これにより、大さん橋ホールを有する横浜港大さん橋客船ターミナルは、同条例の第1種施設に該当し、禁煙が義務付けられることとなります。

しかし、施設管理者の意向によりホール内、展望室に喫煙室を設置してあります。少人数しか入れないので譲りあってのご利用をお願いいたします。

ご注意

上記により、駐車場等の禁煙エリアにて喫煙された場合は大会要項「マナー」に該当とし失格となりますのでご注意ください。

今後の神奈川県地域におけるダーツトーナメントの継続の為、皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。